



郵便局の窓口でプラットホームの利用申込が可能に ～空き家対策に関する連携業務を9月から開始～

生駒市と生駒市内郵便局全11局は、令和2年3月25日に包括的連携に関する協定を締結し、地域活性化と市民サービスの質の向上を目指して具体的な取組みを進めているところです。

9月1日からは、本市が独自に実施している空き家所有者支援の仕組みである「いこま空き家流通促進プラットホーム」（以下、プラットホーム）の利用申込を、生駒市内郵便局の窓口で受け付けます。

郵便局の特徴である

- ①市内11か所に窓口が点在している
- ②長年、地域に密着したサービスを提供している

といった点を活かし、現役世代から高齢者まで幅広い層にプラットホームの制度を伝え、利用しやすい体制を整えることで空き家状態の早期解消を目指します。

※空き家に関する業務について、郵便局と市町村が連携する取組みは関西初です。

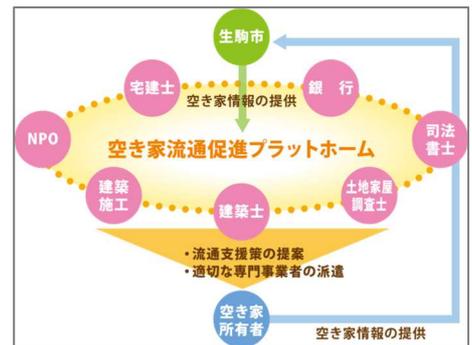
■利用の流れ

- ①プラットホーム利用希望者が郵便局窓口へ利用申込書を提出
- ②郵便局が市に申込書を送付
- ③市が1週間以内に利用希望者にヒアリング日程を連絡
- ④市によるヒアリング後、利活用希望者から得た空き家情報をプラットホームへ提供し、プラットホーム参画事業者がオーダーメイドの支援を実施

■いこま空き家流通促進プラットホームとは

不動産、建築、法律などの専門家7業種8団体と生駒市が協定を締結し、市が空き家所有者から同意を得たうえでプラットホームに情報を提供し、参画事業者が空き家の状況や所有者の意向にあわせて個別の流通支援策を検討・実施する仕組みです。設立から2年間で、空き家期間平均11年の空き家を61件取り扱い、そのうち21件が売買または賃貸借契約に至りました。

いこま空き家流通促進プラットホーム（イメージ）



※プラットホームの利用に関する空き家所有者からの相談は、住宅政策室で随時受け付けています。空き家の維持管理を含めた幅広い内容の相談は、空き家相談窓口（奇数月第2水曜・予約制）を設置しています。

この件に関する報道関係からのお問い合わせ

生駒市都市計画課住宅政策室（室長 井上） ☎0743-74-1111(内線562)